

平成28年9月1日

会 員 各 位

(一社) 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 亨

平成28年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営につきましてご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動の実施について、平成28年7月1日付け国土交通省自動車局長通達(別添1)を受け、下記のとおり全日本トラック協会長から傘下会員に対し、本運動の周知と推進方の通知がありましたのでご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本運動の趣旨をご理解いただきますとともに、運動の推進にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

全ト協発第240号(環)

平成28年 8月 8日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三

平成28年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添1のとおり自動車点検整備推進運動の実施について(依頼)の通達がありました。当協会は、自動車点検整備推進協議会から脱退しておりますが、平成24年度から別添2のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進しております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

(1) 別添1は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知です。

(2) 別添2は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添2の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

2. 実施結果の報告

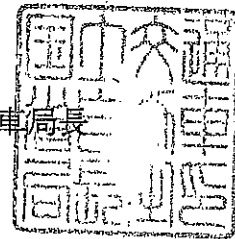
各協会の実施結果及び会員事業者における9月、10月の自主点検・整備の実施状況については、報告書様式により、11月11日(金)までに全ト協交通・環境部等ご提出いただきますようお願い致します。



国自整第84号の2
国自環第65号の2
平成28年7月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、本年1月には、軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えました。本年6月に国土交通省がとりまとめた総合的対策の中には、特に老朽化したバスを念頭に、車齢に応じた整備をバス事業者に求めていくことが盛り込まれています。

中古のバスも数多く使用されているという現実の中で、バスの火災事故も目立ってきていることをはじめ、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生していることから、安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、実施内容を定め、積極的に自動車の点検整備推進に努めていただきますよう傘下会員に対し、適切なお指導をお願いします。

なお、実施内容を定めた際には、速やかにその内容について報告をお願いするとともに、本運動の強化月間終了後、速やかに実施結果について報告をお願いします。

平成28年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

実施要領

平成28年 8月 8日

(公社) 全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成28年9月1日(木)から10月31日(月)までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

(重点点検項目)

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S 1 0）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) T B Sラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、P Rを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各都道府県トラック協会の実施結果については、別添3-1の様式（省略）により全ト協交通・環境部まで提出するようお願いいたします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における9月、10月の実施状況をとりまとめ、別添3-2の様式により、当協会までF A Xでご報告下さい。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は11月11日（金）までといたします。

以 上

会員の皆様へ

平成28年度
トラック運送業界における点検整備推進運動

28/9 適正化事業課

全日本トラック協会の平成28年度トラック業界における点検整備推進運動実施要領第3. 1 (2)「黒煙濃度の悪化に大きな影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」について、9月及び10月分の実施結果を下表により、同要領第4. (2)に基づき、ご報告を願います。

<実施期間>

平成28年 9月 1日 (木) ~ 同年10月31日 (月) までの2か月間

(自動車点検整備推進運動強化月間中)

記

(一社) 滋賀県トラック協会 御中

トラック運送事業者による自主点検結果表

自主点検項目	台数
エアクリーナを清掃した車両数 (①)	台
エアクリーナを交換した車両数 (②)	台
エアクリーナの清掃、交換の必要が無かった車両数 (③)	台
点検を実施した車両総数 (①+②+③)	台

※平成28年11月11日 (金) までに当協会までFAX(077-585-8015)でお願いします。